

令和7年度 柏崎市社会福祉協議会 非常勤職員募集要項（日常生活自立支援相談員）

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり非常勤職員（日常生活自立支援相談員）を募集します。

1 受付期間 随時受け付けています。（ただし、応募者が多数になった場合は、締め切ります。）
市販の履歴書に必要事項を記入（顔写真添付）し、本会総務課まで御提出ください。受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格	
非常勤職員 日常生活自立支援 相談員	2名	日本国内に住所を有し、 右の受験資格を満たす 者	<ul style="list-style-type: none">・普通自動車運転免許（AT限定可）・基本的なパソコン操作ができる方（Word、Excel等） ※ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する方は、採用優遇します。

3 申込資格

勤務地へ通勤可能な方で受験資格を満たす方。ただし、下記のいずれかに該当する方は、受験できません

- (1) 被後見人及び被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

4 勤務地及び業務内容

柏崎市総合福祉センター（柏崎市豊町3番59号）

日常生活自立支援事業又は生活困窮者自立支援事業における事務及び利用者への相談援助業務等
（変更の範囲：当会が行う全ての業務）

5 試験日時及び試験場所

日 時 応募書類受理後、おおむね10日以内に面接日をお知らせします。

場 所 柏崎市総合福祉センター 柏崎市豊町3番59号 0257-22-1411

方 法 面 接

6 合格者の決定通知及び採用

採用試験の可否については、面接日からおおむね10日以内に電話又は書面にて通知します。

採用日は、令和7年4月1日の予定です。

7 給与・雇用期間等

- (1) 給与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。
時給 1,200円
- (2) 手当 雇用契約職員に関する細則により通勤手当等が支給されます。
- (3) 雇用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（契約満了時の業務量、勤務成績等による更新の可能性あり。）
- (4) 勤務時間 次のいずれかの勤務時間となります。ただし、業務都合により勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることがあります。
 - ア 午前9時00分から午後4時00分までの6時間、週5日程度（週30時間以上）
 - イ 午前9時00分から午後4時00分までの6時間、週3日程度（週20時間未満）
- (5) 休日 日曜日及び土曜日、祝日、12月29日から1月3日
- (6) その他 年次有給休暇あり。
社会保険、労働保険、退職金制度は、週30時間以上勤務する方のみ加入、週20時間未満の場合は、労災保険のみ加入します。詳細は、本会雇用契約職員の細則によります。

8 受験手続

- (1) 申込方法
市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3か月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）し、社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会総務課に直接持参するか、郵送してください。
※ 履歴書余白部分に、「日常生活自立支援相談員」と御記入ください。
- (2) 記入の注意等
 - ア 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
 - イ 数字は、全て算用数字を用いてください。
 - ウ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
 - エ 郵送で履歴書を提出する場合は、簡易書留等確実な方法を取ってください。

9 その他

職場見学、職場訪問を受け入れます。希望する方は、下記まで連絡ください。

10 照会・送付先等

御不明な点がありましたら、下記まで連絡ください。

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内

TEL (0257) 22-1411 (担当：総務課 松原・野澤)